

令和6年能登半島地震における東京DPATの活動

東京都立精神保健福祉センター所長（前福祉局障害者医療担当部長・東京 DPAT 統括者）

石黒 雅浩

I. 東京 DPAT について

都では、大きな災害時に、被災住民や被災地の精神障害を持つ方への専門的な支援を行う災害派遣精神医療チームとして、東京 DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team の略) を、必要時被災現場に派遣できる体制を整備しています。

こういった体制整備の過程には以下のような経緯があります。

阪神・淡路大震災以降、被災者の心理的支援の必要性が認識され、「こころのケア」と呼ばれるようになりました。

都は新潟中越地震や東日本大震災のとき、多くの「こころのケアチーム」を派遣し、支援を行ってきました。

平成 28 年に発生した熊本地震では、本震 4 日後から都立病院等 6 機関 8 班 28 名を派遣し、避難所巡回・家庭訪問による精神保健福祉相談及び啓発活動等を行いました。この熊本地震の支援活動の経験から、大規模災害時等の精神保健医療機能の低下や災害時ストレス等により生じる精神保健医療福祉ニーズに対して、発災直後から中長期も見据えた支援等を円滑かつ迅速に提供する体制の整備が課題とされました。

都は「東京都災害時こころのケア体制整備事業」を立ち上げ、連絡調整会議及び作業部会において、東京 DPAT の創設に向け指揮命令系統・派遣基準・活動内容等を議論し、平成 30 年 3 月に、都内の多くの精神科病院や精神保健福祉センター等専門職を中心とした職員の皆様の御協力のもと、「東京 DPAT」を創設しました。また、実際の被災現場での支援に活用しやすい「東京都災害派遣精神医療チーム（東京 DPAT）マニュアル」を作成しております。

さらに、災害時に的確で効果のある専門的な支援が提供できるように、普段から、東京 DPAT 隊員養成のための専門的研修や、さらにその後の技能維持のための研修（これらの研修は主に東京都立中部総合精神保健福祉センターが企画・実施しています）、そして、実際の災害時を想定した訓練等を行ってきました。

現在、東京 DPAT の隊員については、精神科医、精神科病院等に勤務している看護師など総勢約 300 名の医療専門職等が隊員登録をしております。

II. 令和 6 年能登半島地震における東京 DPAT 派遣について

本年 1 月 1 日に能登半島を中心に大きな被害

が発生した地震災害について、石川県・国から、DPAT 派遣要請が全国の都道府県の DPAT 所管部署にあり、都として、都庁の福祉局精神保健医療課内に、国の DPAT 事務局との連絡調整や東京 DPAT 隊員の派遣調整のための、東京 DPAT 統括者をトップとする「東京 DPAT 調整本部」を緊急に立ち上げ、各 DPAT 隊と派遣の調整を図り、石川県の能登中部・北部医療圏に、東京 DPAT 隊員を令和 6 年 1 月 13 日～1 月 27 日の間（この期間に 2 陣）派遣しました。

具体的な活動場所は、①能登中部医療圏 DPAT 活動拠点本部（七尾市の公立能登総合病院内）②能登北部医療圏の能登町 DPAT 指揮所（能登町役場内）③能登町内各避難所等でした。

2 隊とも医療や福祉の専門職等で構成されたチームで、延べ派遣人数は、医師（精神科医）2 名、看護師 2 名、保健師 1 名、心理職 1 名、福祉職 2 名でした。

実際に被災地に行った隊員は、まだ、電気・ガス・水道などの基本的なライフラインも復旧途上であったため、簡易トイレや寒冷地用寝袋等も準備する必要があったり、非常に気温が低く寒い日々がつづき、大雪の日などもあり、また、一部の避難所では、呼吸器感染症などの流行の兆しが見られるなど、心身共に過酷な状況下での支援活動になり、当初は困惑したところもあったようですが、それでも、平常時のこれまで行ってきた研修や訓練等の経験が活かした部分も多くあったようでした。

実際の被災現場での支援内容については、①被災者のメンタルヘルスに関するニーズの把握とそれをもとにしたメンタルケア②避難所における精神医療的対応、相談対応等③被災地の支援する側の支援者へのメンタルヘルスなどの支援④他の医療支援などの支援活動をしている部隊（DMAT、DHEAT、日赤医療班、他の県等から派遣されている DPAT 等）等との情報共有や連絡調整などの支援を行いました。

支援活動を実際に行ってきた中で、今後、実際に災害が起きたときに考えておかなければならない新たな課題も見つかった部分もあり、今回の東京 DPAT 隊派遣と支援を通じての経験を活かし、今後の研修や訓練を、更に、実際の災害時に効果的なものになるようにしていければと思います。

災害はいつどこで起こるか分かりません。今後も平常時から災害に備えた体制整備の更なる充実・強化に努めていきたいと考えております。

東京都の令和6年度「精神保健医療予算」の概要

— 総額 490 億円 —

● 障害者医療費助成

障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

- 1 措置患者医療費公費負担 17 億 9 千万円
- 2 自立支援医療（精神通院医療）の支給 422 億 5 千万円
- 3 小児精神障害者入院医療費助成 6 千万円
- 4 支払事務委託等 12 億 7 千万円

● 精神科救急医療

精神障害者に対し、救急医療体制の確保を行う。

- 1 精神科救急医療体制 8 億 9 千万円
- 2 精神科二次救急医療体制 4 億円
- 3 精神科初期救急医療体制 8 千万円
- 4 精神科救急医療情報センター 6 千万円

● 精神障害者の退院促進

入院患者及び精神科病院等に対して退院促進に向けた働きかけ、地域定着体制整備の調整を行う。

2 億 7 千万円

● 障害者関係各センターの運営等

- 1 発達障害者支援センター 6 千万円
- 2 総合精神保健福祉センター等 4 億 3 千万円

● 相談支援体制等の充実

障害者の自立と社会参加を促進するため、相談体制・地域生活支援等の充実を図る。

- 1 発達障害児の検査に関する実態調査 3 千万円
- 2 区市町村発達検査体制充実緊急支援事業 2 億 1 千万円
- 3 発達障害者支援 1 千 2 百万円
- 4 発達障害児等巡回支援員整備事業 6 千 1 百万円
- 5 高次脳機能障害支援 1 億 3 千 2 百万円
- 6 ペアレントメンター養成・派遣事業 1 千 2 百万円
- 7 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 1 千 4 百万円
- 8 保健所精神保健福祉事業等 3 億 3 千万円
- 9 夜間こころの電話相談 2 千 7 百万円
- 10 都営交通乗車証発行事業 3 千 1 百万円
- 11 地域医療体制整備 5 千 1 百万円
- 12 精神科病院における虐待防止の推進 4 千 3 百万円
- 13 心のサポーター養成事業 9 百万円
- 14 入院者訪問支援事業 2 千 6 百万円
- 15 精神科入院業務手続きの DX 化 4 千万円
- 16 身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保事業 4 千 2 百万円
- 17 災害時こころのケア体制整備事業 1 千 4 百万円
- 18 災害時精神科医療体制整備事業 6 百万円
- 19 災害拠点精神科病院等自家発電設備等整備強化事業 3 億 6 百万円
- 20 難治性精神疾患地域支援体制整備事業 1 千 2 百万円
- 21 措置入院者退院後支援体制整備事業 1 千 1 百万円
- 22 精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業 2 百万円
- 23 依存症対策の推進 2 千 5 百万円
- 24 てんかん地域診療連携体制整備事業 5 百万円
- 25 摂食障害治療支援体制整備事業 1 千 2 百万円

東京都 こころの健康だより No.140 令和6年6月発行

発行 ◆東京都立中部総合精神保健福祉センター広報研修担当

〒156-0057 世田谷区上北沢二丁目1番7号 電話 03-3302-7704 FAX 03-3302-7839

◆東京都立精神保健福祉センター調査担当

〒110-0004 台東区下谷一丁目1番3号 電話 03-3844-2210 FAX 03-3844-2213

◆東京都立多摩総合精神保健福祉センター広報計画担当

〒206-0036 多摩市中沢二丁目1番地3 電話 042-376-6580 FAX 042-376-6885

登録番号 (5) 14

(次号は令和6年10月発行予定です)